

**2025 年度**  
**東京大学大学院工学系研究科博士課程学生**  
**特別リサーチ・アシスタント (SEUT-RA) 募集要項**  
**(10 月採用分)**

本制度は、東京大学大学院工学系研究科における学術研究の遂行に優れた大学院学生を参画させ、学術研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成を図ることを目的とする。

## 1. 申請資格

### 次のいずれかに該当する者

- ① 申請時において東京大学大学院工学系研究科博士後期課程に在学し、2025 年 10 月 1 日以降も引き続き在学する者
- ② 2025 年 10 月 1 日に東京大学大学院工学系研究科博士後期課程入学を予定している者

### ただし、以下に該当する者を除く。

- ① 2025 年 10 月 1 日において休学している者
- ② 本要項 8. に掲げられた併用不可とされる経済的支援等採用者
- ③ 職に就き給与を受けたまま本研究科に在籍する社会人学生
- ④ 2025 年 4 月に SEUT-RA に採用され、2025 年 10 月以降も引き続き採用予定の者

なお、2026 年 4 月から 2027 年 3 月に博士後期課程を修了予定の者を除き、2026 年の春に募集される 2027 年採用分の日本学術振興会特別研究員に必ず申請することを申請の条件とする。

## 2. 区分・SEUT-RA 支給月額

	区 分	SEUT-RA 支給月額(予定)
特に優秀な者	SEUT-RA Aタイプ	120,000 円
優秀な者	SEUT-RA Bタイプ	50,000 円

ただし、2025 年 10 月 1 日時点で標準修業年限を超過して在学する学生は、Bタイプのみに応募できるものとする。また、支給期間中に標準修業年限を超過した Aタイプ採用者は、残り期間にかかわらずその採用を終了する。

## 3. 選考方法

選考は、申請書類（申請書、指導教員の評価書、特別研究員の評価）及び成績情報により行う。必要に応じ面接を加えることがある。

SEUT-RA Aタイプ又はBタイプに申請した者は、審査により、Aタイプ採用、Bタイプ採用または不採用のいずれかに決定される。

## 4. 委嘱期間

2025年10月1日から2026年9月30日まで

(給与の支給は翌月17日頃)

また、上記期間中に長期にわたり日本にいない期間が生じた場合、不在期間分の給与を支給しないことがある。

## 5. 採用予定数

本研究科の予算の範囲内で採用可能な数とする。

(Aタイプ採用予定数)

1・2・3年次	合計
9名	9名

## 6. 申請手続

### (1) 申請方法・申請受付期間

オンラインの申請受付システムにて必要情報を登録し、申請書類(後述「(2) 申請書類等」参照)をアップロードすることにより申請を完了するものとする。

申請受付期間は**2025年6月6日(金)～6月20日(金)**。

申請受付システム及び申請方法の詳細は、以下のウェブサイトで確認すること。

東京大学工学系研究科ウェブサイト： 博士課程学生特別リサーチ・アシスタント (SEUT-RA) URL <a href="https://www.t.u-tokyo.ac.jp/soe/admission/seut_ra.html">https://www.t.u-tokyo.ac.jp/soe/admission/seut_ra.html</a>
---

### (2) 申請書類等

(様式1・様式2の電子ファイルは、上記(1)で示したURLからダウンロードすること)

#### ① 申請書：様式1

本研究科所定の様式に所要事項を記入したもの。捺印やサインは不要。申請受付システムにてアップロードすること。

#### ② (Aタイプ申請者のみ) 現在の指導教員の評価書：様式2

本研究科所定の様式に、**評価者(現在の指導教員)が記載**したもの。捺印やサインは不要。

申請受付システムの案内に従って、**評価者へアップロードを依頼**すること。

#### ③ 成績証明書\* (学部・修士・博士における成績証明書)

電子媒体で発行されたものや、紙媒体で発行されたものの**スキャンデータ**をアップロードすること。なお、やむを得ない事情により申請期間内に成績証明書を提出できない場合には、その理由を記した書類、または、オンラインで成績を閲覧できる場合は成績画面のPDF出力やスクリーンショットを、成績証明書の代わりとしてアップロードすること。

※ 虚偽申請防止のため、アップロードされた成績証明書と本学にて保有する成績情報とを照合する場合がある。

#### ④ 日本学術振興会特別研究員申請者への評価結果 (該当者のみ)

2025 年度採用分の日本学術振興会特別研究員に申請し、本制度の申請時点で不採択となった者については、日本学術振興会の電子申請システムのウェブサイトの本人ログイン後の画面で、評価結果が A、B、C 等で表示される。その**評価結果画面の PDF 出力またはスクリーンショット**をアップロードすること。

なお、特別研究員の面接審査を受けたうえで本制度への申請時点ではまだその採否が発表されていない場合は提出不要。また、ログイン情報失効等により学振評価結果画面にアクセスできない等のやむを得ない事情がある場合も提出不要とするが、申請受付システム登録時にその事情を入力すること。

## 7. 選考結果発表及び採用手続き

- (1) 採用・不採用いずれの場合も、2025 年 9 月下旬（予定）に、申請受付システムにて登録した E メールアドレス宛に選考結果を通知する。
- (2) 採用者には、採用通知と共に手続要領を送付するので、所定の期間内に必要な採用手続を行うこと。所定の期間内に採用手続を行わない場合は、採用を辞退したものとして取り扱う。

## 8. 他の経済的支援等との併用の取扱い

- (1) SEUT-RA の支給開始時に、次に掲げた内の一つ又は複数に該当する者は、SEUT-RA の支給対象としない。

併用不可とするもの：

- ① 文部科学省国費外国人留学生（国費相当の学生を含む）
- ② JICA 研修員
- ③ 日本台湾交流協会日本奨学金留学生
- ④ 外国政府派遣留学生（中国政府「国家建設高水平大学公派研究生項目」による留学生を含む）
- ⑤ 日本学術振興会特別研究員
- ⑥ 東京大学外国人留学生特別奨学制度（東京大学フェローシップ）受給者
- ⑦ 博士課程教育リーディングプログラム、国際卓越大学院プログラムまたは科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業による博士フェローシップによる奨励金受給者
- ⑧ 東京大学大学院工学系研究科リーダー博士人材育成基金特別助成プログラム受給者
- ⑨ 東京大学大学院工学系研究科特別リサーチ・アシスタント外国人留学生タイプ（SEUT-RA Type IS）
- ⑩ SPRING GX、または BOOST-NAIS による研究奨励金等受給者

※もし申請時に上記に該当していても、2025 年 10 月 1 日より前にその受給が終了するならば本制度に申請してよい。その場合は申請書にその旨を明記し、10 月に実際の状況を報告すること。

- (2) 以下の奨学金等については、併給することができる。ただし、各制度における取り決めにより併用不可と規定されている場合を除く。

併用してよいもの：

- ① 日本学生支援機構奨学金の貸与を受ける者

- ② 日本学生支援機構私費外国人留学生学習奨励費の受給者
- ③ 本学の技術補佐員又は事務補佐員として雇用される者
- ④ 東京大学リサーチ・アシスタント実施要領に基づくリサーチ・アシスタント (RA) として委嘱される者
- ⑤ 東京大学大学院学則第 39 条第 1 項に基づき授業料の全額又は半額を免除される者
- ⑥ その他、返還義務のない各種奨学金の受給者、及び各種貸与奨学金の受給者

申請に当たり、あらかじめ各制度の取り決めを確認すること。特に、公益法人の奨学金等については、各自条件を確認すること。

SEUT-RA と併せて返還義務のない各種奨学金又はリサーチ・アシスタント (RA) を受給する場合は、それらの受給額の合計が 20 万円を超えることはできない。超過分については、SEUT-RA を減額する。

## 9. SEUT-RA 受給者の義務

- (1) SEUT-RA 受給者は、指導教員の監督のもとで学術研究業務を行う義務を負う。
- (2) SEUT-RA の受給者となった者は、2026 年春に募集される 2027 年度採用分の日本学術振興会特別研究員に必ず申請しなければならない。ただし、2026 年 4 月から 2027 年 3 月の間に博士後期課程を修了予定の者を除く。  
なお、申請を怠った場合には、その時点で本制度の採用を取り消し、給与の返還を求めることがある。また、今後の本制度の募集への申請資格を失うこととなるので十分注意すること。
- (3) 本制度の受給者は、毎月、所定の様式により研究経過及び他の奨学金等の受給状況に係る報告書を提出しなければならない。なお、他の奨学金や RA 等の受給が確定したため本制度を辞退する必要が生じた場合には、必ず所属専攻事務室に報告書と共に早急に届け出ること。

## 10. 注意事項

- (1) 受付期間内に必要書類が完備しない申請は、受理しない。
- (2) 採用者は、東京大学大学院工学系研究科博士課程学生特別リサーチ・アシスタント (SEUT-RA) 制度実施要項に規定された事項を遵守しなければならない。
- (3) 申請者が申請書等において虚偽の記載をした場合は、採用後でも遡って採用を取り消し、給与の返還を求めることがある。

2025 年 5 月  
東京大学大学院工学系研究科